



事務所だより

Vol.42

SUMMER
2016

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律、税務共通 06-6361-0096
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2016年7月発行)

二〇一六年 盛夏

弁護士 山口健一
弁護士 山口真行
弁護士 山藤昌之
弁護士 東尚吾
弁護士 藤智絵
弁護士 枝原智
弁護士 山川直美
税理士 山裕之

事務所 山口裕之
同 之



沖縄・宮古島・東平安名崎灯台 (撮影 吉田光範)

暑中お見舞い申し上げます

事務所も新しい体制になって1年8カ月が経過しました。この4月には山口健一が、大阪弁護士会の会長、日弁連の副会長に就任しました。
みなさまには、しばらくご迷惑をおかけいたしますが、所員一同、精一杯みなさまのご期待に応えるべくがんばります。よろしくお願いいたします。

今年には憲法制定70周年を迎えました。

あの悲惨な戦争を、もう二度と引き起こさないという、すべての国民の心からの願いをこの憲法に託したのです。前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする事を決意し、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と格調高く宣言しています。

一般市民のうち3人に1人の15万人が犠牲になったといわれる沖縄戦が終わった6月23日を記念する沖縄慰霊の日、8月6日広島・9日長崎の原爆記念日、8月15日の終戦記念日——決して忘れてはならないこれらの日を、平和への願いを込めて、いつまでも語り継ぐことが私たちの役割です。

【日本国憲法 第9条】

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

大阪弁護士会会長に就任して

弁護士 山口 健一

はじめに

この4月から大阪弁護士会の会長と、日本弁護士連合会の副会長に就任いたしました。任期は来年3月までの1年間です。

みなさまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、この1年間は弁護士会の仕事に精一杯、力を注ぎたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

大阪弁護士会のこと

大阪弁護士会の会員は、全部で4331名（平成28年4月1日現在）。かつては、ほとんどの弁護士が大阪地方裁判所の付近に事務所を構えていましたが、最近では、多くの府下の地域に法律事務所があります。

全国では、3万7639名（平成28年7月1日現在）の弁護士がいて、さまざまな分野で活躍しています。

大阪弁護士会では、会長の私と7

人の副会長がいます。私が日弁連に詰めていることが多いため、7人の副会長で大阪弁護士会の会務を努めています。

今年の大阪弁護士会がどんなことをやろうとしているのか、一部を紹介いたします。

（詳しくは大阪弁護士会のホームページをご覧ください）

出かけていく弁護士・弁護士会へ

今年の大阪弁護士会のスローガンは、「あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ」。弁護士が、いつでも、どこへでも出かけて、紛争解決のお手伝いをします。というメッセージです。

「法律相談をしたい、弁護士に依頼したい」と考えていても、実際に相談場所へ出かけて行くことができないう人たちが、どこに相談していいかわからない人たちが、費用を心配して尻込みしている人たちがいっぱい



んどん出かけていく。そんな弁護士会にしたいと考えています。

立憲主義・民主主義を大切に

1946年11月3日に日本国憲法が制定・公布されて今年で70年を迎えます。

昨年は、安保関連法案をめぐる、立憲主義や民主主義とは何かが大きな話題になりました。

今年も緊急事態条項や、憲法9条をめぐる憲法改正が大きな国民的議論になると言われています。

今、大阪弁護士会も、日弁連も、そして全国のすべての弁護士会が安保法制は憲法違反だとして、廃案を求める運動を行っています。

この5月には、大阪弁護士会が主催し、「報道ステーション」でもおなじみの憲法学者の木村草太さんと、NHKの「クローズアップ現代」のキャスター国谷裕子さんの講演会を開催したところ、申し込みが殺到しています。

自治体だけでなく、高齢者や障害者のために、相談場所まで来れない人のために、相談者の自宅や、施設、病院等に出張相談も行っています。

これからは、弁護士を必要としているあらゆるところへ、弁護士がど

自治体だけでなく、高齢者や障害者のために、相談場所まで来れない人のために、相談者の自宅や、施設、病院等に出張相談も行っています。これからは、弁護士を必要としているあらゆるところへ、弁護士がど

もっと多くの人に弁護士を
めざしてほしい

最近、弁護士になろうと考えている若者が大変少なくなっています。

弁護士になるためには、基本的には大学を卒業して、ロースクール(法科大学院)に行き、卒業して、司法試験を受けるというコースが一般的です。ただ、法律家をめざす人が、最近急激に減少してきました。

理由はいろいろ考えられますが、ロースクールが増えすぎて合格率が下がり、一方で、合格者の大量増員の結果、就職ができない人が増えたとか、経済的に魅力がなくなったからといわれています。



しかし、法律家をめざす人が減少すると、質的な低下を招き、長い目で見ると、決して世の中のためにならないことは明らかです。

就職できない人が増えたといわれていますが、現実には、ほとんどの人が弁護士になっています。

私たちは、裁判官や検察官ももっと増やして、全体として法律家をめざす人たちを増やしたいと思っています。そのため、高校生や大学生に、法律家をめざそうと呼びかける運動を行っています。

私のこと

会長に就任するにあたり、新聞やテレビ、雑誌等、いくつかのメディア

アからインタビューを受ける事が多くありました。よく質問されたのは、出身はどこか、なぜ弁護士になったのか、いつからなろうと思っていたのかということでした。

これまでも、「事務所ニュース」等で時々、断片はお話ししてきましたが、私自身のことを少し紹介します。

私は、鹿児島県川内市(現在の薩摩川内市)で生まれ、高校まで過しました。まわりは、田んぼや畑、そして家の前は川内川。田舎の子としてのんびり育ちました。

中学時代は「きのこクラブ」なるものを立ち上げ、「きのこの研究(?)」に没頭していました。高校は「弓道部」。

漠然と、弁護士という職業を知ったのは中学の終わりくらいだったと思います。ただその頃は、機械に興味があったので、大手電気メーカーの研究所に入って、研究開発に携わりたいと漠然と思っていました。

しかし、高校の途中から、人と直接関わる仕事がしたいと考えるようになり、社会的に弱い人たちに役立つ仕事として、弁護士をめざそうと

考えるようになりました。

弁護士になって、今年で40年になりますが、今でも、弁護士になろうと考えていた原点は、忘れてはならないと考えています。

会長に就任して

会長に就任して以来、早くも4か月が過ぎようとしています。大阪弁護士会の今年の目標として掲げた事を実現すべく、大阪、東京、あるいは地方への出張とめぐる忙しい毎日を送っています。

東京では、ほとんど一日中会議漬け。いくつかの部門の会議が、断続的に続くので、朝9時から、夜8時くらいまで会議や打ち合わせの連続という日も珍しくありません。

地方出張では、それぞれの弁護士会の皆さんと、弁護士会の課題について意見交換をして、解決の方法を相談しています。

会長に就任することが決まって以来、さまざまな人たちから、激励のメッセージをいただきました。あらためて責任の重さを感じるとともに、体調に気をつけ、頑張らなければと決意を新たにしています。

ブラック企業をなくそう ブラックバイトから学生を救おう

弁護士 齊藤 真行

対策に厚労省や文科省が乗り出す

学生アルバイトで「賃金・残業代をまともに払ってもらえない」「一方的にシフトを入れられて、授業や試験が受けられない」「辞めたいのに辞めさせてもらえない」などのトラブルが相次ぎ、社会問題になっています。そこで、厚生労働省や文部科学省が、対策に乗り出しました。

アルバイトも「労働」

学生とは言え、アルバイトも立派な労働ですから、労働契約として、労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法が適用されます。

使用者も、アルバイトを雇うときは、こうした法律に違反しないか十分注意する必要があります。

労働条件の明示

厚労省のアンケートでは、アルバイトを雇い入れる時に、賃金、労働

時間などの労働条件を明示していないケースが多く見られました。これは、正社員でも同じですが、後でトラブルになる大きな原因のひとつです。

使用者は、労働契約を結ぶ際に、雇用契約書や雇い入れ通知書で労働条件を示さなければいけません。特に、賃金、契約期間、仕事の場所・内容、労働時間と休憩、休日、残業の有無などは書面にして渡さなければいけません。

賃金や残業代

アルバイトでも最低賃金は保障しなければなりません。大阪は八五八円です。

ある店の店長が、「おまえは働きが悪い」と言つて、賃金の半額を「預かる」と言つて渡さなかったケースがあります。これは労基法違反です。賃金を一方的に減額するのも違法です。

1日8時間、週40時間の法定時間を超える場合には、時間外割増手当

(残業代)、午後10時から午前5時の時間帯にかかれば、深夜割増手当を払わなければいけません。

シフトや休日

使用者は、学生を雇う以上、学生の身分である学業に支障がないように配慮すべきでしょう。授業や試験に支障のないシフト編成が求められます。学生の実情をよく聞いておきましょう。決められた休日には休ませること、一定の条件を整えばアルバイトにも年休の権利があることも、注意しましょう。

ある個人事業主の再生

弁護士 山口 昌之

事業継続の相談

先日、デザイン関係の事業を営んでいる個人事業主のAさんから、今後事業を続けていけるかどうか相談を受けました。

売上は、昔ほどではないものの、経費を差し引いてもある程度利益は出ていました。しかし、過去に借入れた借入金が大きく、数か月後には返

「辞める自由」

アルバイトの学生が「辞めたい」と言つても、「それなら給料を払わない」「店の損害を賠償しろ」「次のアルバイトを探してこい」などと言われて、なかなか辞められないケースが問題になっていきます。法律では2週間前の申し出で(会社によっては1カ月などと決まっています)辞める自由があります。契約期間の途中でも「やむをえない事由」(学業との両立ができないなど)があれば、辞められます。

金額が上がるため、とても返済できない金額ではありませんでした。また、必要な経費をまかなうために、カード会社からも借入をしていました。また、Aさんは、家族で住んでいる一戸建ての自宅を所有し、住宅ローンを返済していました。

現状では、事業の売上から必要経費を差し引き、住宅ローン等の借入を返済すると、生活をしていくのも

非常に厳しい状態でした。

方針

Aさんが今後事業を継続できるかどうかは、いかにして債務を整理するかにかかっています。

債務整理の方法としては、大きく①破産手続、②個人再生手続、③任意整理の3種類があります。

①破産手続は、原則として自己資産を処分して借金をゼロにするもので、事業継続を前提にすると取り得ない手続です。③任意整理は、裁判所の関与がなく簡易な手続ではありますが、基本的には借入額の圧縮が難しいところに難点があります。

Aさんの状況において、事業を継続するには、②個人再生手続を取るのが最もふさわしいと判断し、その方針を取ることにしました。個人再生手続は、継続的な収入がある前提で、借入額を原則として5分の1に圧縮し、3年間で返済をしていくという手続です。

加えて、住宅ローンを負担している場合は、住宅資金特別条項を使って自宅を手放さずに済むというメリットもあります。

再生へ

Aさんと打合せを重ね、裁判所に申し立てる書類を収集し作成していただきました。途中でいろいろな問題も出てきましたが、何とか裁判所に申立を行い、無事再生計画の認可決定を得ることができました。Aさんの借入額は5分の1に圧縮され、リース物件はそのまま使用を継続することができ、事業を継続することができました。また、住宅についてもこれまでと同じローンを支払って、引き続き居住することができています。

債務の返済でお悩みの方へ

Aさんは、債務を圧縮することで事業を継続することができました。もちろん、ご相談に来られる方によつては、破産手続を選択せざるを得ないケースもあります。

事業者の方に限らず、会社員の方でも借入の返済に困窮することはあると思います。事業を継続するかどうか、借金をどのように返済していくかなどについてお悩みの方は、是非一度相談してください。最も適切な方法をご提案いたします。

相続を考える

弁護士 東 尚 吾

日頃、相続のご相談が多数寄せられます。遺産分割のご相談や、遺言を作成したいというご相談などがあります。そこで、将来のご自身の相続を考える方、将来相続人となる可能性のある方などに、具体的なイメージをもってもらい、今のうちに対応しておくべきことがないかを考えていただくためにも、簡単に概要をご説明します。

1. 遺産分割協議の流れ

遺言がなく、遺産分割協議を行う場合、誰が遺産を受け継ぐ権利を有するのか(相続人の確定)、分割の対象とする遺産は何か(遺産の範囲・評価の確定)について、相続人間で確認のうえ、具体的な分割方法につ

いて話し合い、その内容がまとまれば遺産分割協議書を作成します。

その際、遺産の中に不動産がある場合などは、不動産を誰が取得するか、特定の相続人が不動産を取得した場合、不動産の価値をどのように把握し、他の相続人の取得分をどのように調整するかなど、協議すべき事項は増えていきます。また、遺産の増加・維持のために生前、援助してきた相続人の寄与分の問題や、特定の相続人に生前贈与があった場合等の特別受益の問題などは、各相続人の具体的相続分に影響します。故人が財産管理を他人に委ねていたような場合には、生前の遺産管理の内容が問題となることもあります。

このように、民法に従って遺産分割協議を行うと一言でいっても、様々な検討課題があることがあり、残された相続人間で話がまとまらず、家庭裁判所での遺産分割調停手続などを行わないといけない場合があります。

2. 遺言について

遺言は遺産分割協議を経なくても、遺言者が、誰にどの財産を取得

させるかを定めることができ、その場合、相続人との遺産分割協議は不要となります。そこで、紛争を未然に防止するという観点から遺言を作成したいというご相談が寄せられます。

遺言を作成する場合、その方式はいくつかあります。代表的なものが公正証書による遺言と、自筆による遺言です。自筆による遺言は気軽に作成することができますが、内容が不明確であったり、遺言の所在が知られなかつたり、その他形式を満たしていなかつたりすれば、せっかく作成した遺言にもとづく執行ができません。このような心配をなくするためには、公正証書による遺言は優れていますので、基本的には、公正証書による遺言をお勧めします。

なお、遺言を作成するには、そのために必要な判断能力も備わっていないければならず、後に遺言の効力が否定されないよう、元気なうちに作成しておく必要があります。また、特定の相続人に最低限の権利を確保する遺留分（いりゆうぶん）という仕組みもありますので、遺言の内容を検討するにあたって、考慮する事

項の一つです。

3. さくじいじ

相続をめぐることは、法律上の視点

もう1度君と暮らしたい

弁護士 藤原 智絵

1 突然の離別

それは突然の出来事でした。平成24年6月、彼女が帰宅すると、夫は2歳の娘を連れ、別居をしたあとでした。娘の居場所を探し求める中、夫は携帯にも出なくなり、しばらくして家庭裁判所から、夫が離婚を求める調停を申立てたことを知らされました。

彼女の依頼を受け、離婚調停が始まりました。こちらは、離婚については争わないものの、親権者を適切

だけでなく、税務上の視点も必要です。今、悩んでおられる方はもちろんのこと、将来のことを考えておられる方もお気軽にご相談下さい。

に判断するため、断絶した母子面会を一刻も早く実現するよう求めました。しかし夫は、彼女のありもしない暴力を理由に娘が怯えているなどとし、面会が困難であると主張しました。

調査官調査も入り、ようやく裁判所での試行的面会が実現できたのは平成25年1月。実に7ヵ月ぶりの再会でした。緊張した面持ちの幼女を、あふれそうな思いをこらえながら、穏やかに接する彼女が印象的でした。

2 事件

その後も夫の抵抗が重なり、面会には進みませんでした。夫側は親権を譲らないと頑なに主張し、裁判所も、彼女に親権を諦めるよう説得する流れすら生まれました。調停のたびに号泣する彼女を前に、幾度となく激しく意見しました。

そんな矢先、平成25年9月の深夜でした。夫の自宅で幼女を見ていた

夫の交際相手が、幼女を激しく揺さぶり、幼女は急性硬膜外血腫等を発症して意識不明の重体となりました。救急搬送をされた際、幼女の身体には複数の傷が確認されました。幼女はなんとか一命を取り留めたものの、高次脳機能障害による知能障害を残すこととなりました。

この知らせを聞いた彼女の苦しみ・悲しみは、筆舌尽くしがたいものがありました。

3 母としての覚悟

事件発生で事態が急変し、やむなく離婚調停は終了することとなりました。

しかし、彼女は諦めませんでした。たとえ障害を負っても、我が子を愛し、この手で最後まで育てきりたい。彼女はその覚悟を、私にはつきりと伝えました。そして、制限された面会を通し、彼女は娘に寄り添い、温かく見守り、母子関係を作り続けました。

その後、夫の交際相手は傷害罪で逮捕、起訴され、長期の裁判を経て、平成27年5月、実刑判決が下されました。判決を聞いたあと、彼女は、

私の肩で泣き崩れました。

4 もう一度この手で

平成27年9月、改めて夫に対し離婚調停の申立てをしました。前回調停中に夫の自宅内で幼女に対する刑事事件が発生したこと、今回の調停の進行によっては幼女の一生が大きく左右されかねないこと、そして、娘を愛し続ける彼女こそが親権者となるべきことを全力で訴えました。彼女の思いが通じ、裁判所は夫を強く説得し、平成28年2月、ようやく

く彼女を親権者とする離婚調停が成立しました。もう一度、この手で娘を愛することができる、そう決まった瞬間でした。

思えば、その覚悟に私自身が支えられ続けました。苦しみを越え、全力で娘を愛した彼女。二人がともに歩いていく先を、これからも陰ながら見守りたいと思っています。



原発事故被災者支援関西弁護士団の

活動について

弁護士 枝川 直美

現在、私は原発事故被災者支援関西弁護士団の一員として活動しています。

福島第一原発事故

平成23年3月11日、福島第一原発事故が発生しました。福島第一原発事故後、放射能汚染から逃れるため、多くの方が避難を強いられ、関西にもたくさんの方が避難してきまし

た。そして、原発事故から5年以上が経つ今も、原発事故は収束しておらず、避難を続けている方が多くいます。

避難者の現状

原発事故以降、被災者、避難者は様々な被害を受けてきました。

避難者の中には、政府が定めた避難区域の外の地域から避難をしてき

た人が多数います。平成24年8月1日時点では、福島県だけでも区域内避難者は11万1000人、区域外避難者は5万1000人にのぼりました。現在でも、福島県から県外への避難者は約4万1000人います。原発事故の発生は、すぐに国民には知らされませんでした。そのため、放射性物質が多く飛散している頃、物資の配給を受けるため、もしくは余震から身を守るためなどの理由で屋外にいた人が多くいます。

その後、政府は避難区域の設定を行いました。具体的な根拠を示すことなく避難指示を出し、また、避難指示の範囲についても、徐々にその範囲を拡大していくなど、後手後手の対応でした。子どもや自分自身が貧血気味になったり、鼻血が出や



福島第一原発事故写真 (福島中央テレビ提供)

すくなったり、口内炎がたくさんできたりといった体の異変を感じている人もいました。

政府が福島第一原発から半径20kmの範囲で避難指示を出している頃、諸外国ではより広範囲に避難勧告が出され日本から出国する人も多くいました。(フランスは、在日フランス人に対し、東京地方及び関東地方からの避難勧告、スイスは東北地方及び首都圏からの避難勧告を出していました。) 政府の指示に従って本当に大丈夫なのか。自分や自分の家族は自分で守るしかない。そういう思いを多くの人が感じました。

避難区域外からの避難者は、政府や東京電力から「自主避難者」と呼ばれ、「国が大丈夫と言っているのになんで避難するの」と周囲から言われ、避難をすること自体に大きな苦痛を味わいました。避難するための費用も新しい生活を始める費用も自分達で捻出しています。それだけではありません。被ばくをしたという事実、いつ健康被害が出るかわからない恐怖、生活基盤の崩壊、経済的困窮、家族の一部だけが避難(特に子どもの健康を守るために母子だ

けで避難をしているケースが多くあります(することによる家族の分断、避難先で感じる忘れられたという思い等々、避難者の現状は知れば知るほど過酷です。

裁判について

弁護士では、関西への避難者や福

空き家を売却した場合の税金の特例

税理士 山口裕之

空き家の問題

総務省が実施した住宅・土地の調査によれば、平成25年10月時点で空き家の総数は約820万戸に達し、中でも周辺の生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の数は、毎年平均して、約6・4万戸増加しており、今後も人口減少等により、空き家の総数は増加の一途を辿ることが懸念されています。また、空き家の約2/3が旧耐震基準による建物であることがわかっています。

「相続時」がもっとも多く、相続は

島にとどまっている避難者のご家族を原告、国と東京電力を被告として、避難者が受けてきたこれらの損害を賠償するよう求めています。

裁判は今後も続きますので、関心を持っていただけるとありがたいです。

自らの意思とは無関係に発生し、旧耐震基準の下で建築された家を相続した相続人は、空き家の管理コストを負担する必要に迫られることになるため、売却を検討することも考えられますが、譲渡所得による納税の問題は避けて通れません。

譲渡所得とは？

譲渡所得とは、不動産を売却した場合に、売却価格から、不動産の購入費用などを差し引き、残りの利益に対して課税され、所得税と住民税を合わせて20・315%(所有期間が5年を超えている場合、復興税含む)

の税金がかかります。譲渡所得は不動産の値上り益に対して課税されるものであり、売却して損失が出た場合には譲渡所得は課税されません。

税制改正で特例が創設

被相続人(お亡くなりになった人)が住んでいた家屋や土地を相続した場合に、売却益から3000万円を控除できる特例が創設されました。要件はいくつかありますが、売却益が3000万円までは譲渡所得がかからないため、空き家を相続した場合に売却を検討しやすくなりました。

○要件(抜粋)

- ①その不動産は、相続開始の直前に被相続人の居住用であったこと
- ②相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- ③相続開始時に被相続人以外に居住している人がいなかったこと
- ④売却をした家屋、土地は、相続開始時から売却をするまで、住んだり、貸したりしていないこと
- ⑤売却金額が1億円を超えないこと
- ⑥相続開始時から3年目の年の12月31



日までに売却すること

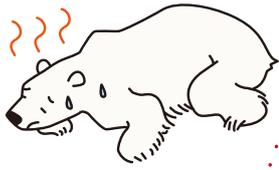
(平成28年4月1日から平成31年12月31日までの期間に売却)

⑦耐震性のない家屋の場合には耐震リフォームをしたものに限る

⑧家屋を取り壊し、更地にした場合にも要件を満たせば適用がある

契約書等の保管

譲渡所得は、売却価格から不動産の購入費用などを差し引き計算しますが、購入時の売買契約書や建物建築時の請負契約書があれば、思わぬ税負担になる場合があります。譲渡所得の特例を受けるかどうかに関わらず、将来の売却の時のために、契約書等は大事に保管しておくことをお勧めします。



あつい特集



アツイ(?)夏の思い出

弁護士 山口健一

蚊帳、蚊取り線香、寝ごさ、風鈴、風通しのいい縁側の昼寝、冷えたスイカ、かき氷、花火、うちわ、夏祭り、ゆかた、行水、そうめん、ところてん、ラジオ体操、鹿児島島の田舎で過ごした頃の夏の思い出の数々。

夏は蚊帳で寝るのがおもしろくて、暴れると、つった蚊帳が落ちてきて母に怒られたり。夕方、わらをいぶして家中の蚊を追いついたり。自宅で作ったスイカを、井戸の中

「暑いー!」

弁護士 山口昌之

私は趣味でバスケットボールをしています。ほぼ毎週のように練習をし、公式戦にも出場します。

バスケットボールは体育館でやりますので、季節はもちろん関係ありません。真夏でもやりませう。夏の体育館はとにかく暑く、場所によってはサウナのようなところもあります。そこで練習や試合をや



につるして、冷やしているとそのスイカが井戸の中に落ちて父親があわてたり。おばあちゃんが、縁側に寝ごさをしていたり、少し高い枕で昼寝していたり。町でやつてる花火大会。行くのが遠いので、堤防の上で寝転がって遠くの花火を眺め、数秒後に花火の音

ると、汗の量が尋常ではなく、水分をまめに取らないと熱中症になりかねません。とにかく体力的にきついです。まあ、それでもこの歳になってもやっているのですから、それだけ好きだということでしょうか。



が鳴ったり。そんな夏の思い出。今ほど暑くなかった気がします。

安心しててください。帽子かぶってますよ。

弁護士 斉藤直行

子どもの頃、夏休みになると虫捕りや魚捕りに明け暮れていました。母親から「帽子をかぶりなさい」と毎日追いかけられ、逃げまわっていたことを思い出します。

今は貸農園で野菜作りをしています。3年前の夏の土曜日、朝の作業を終えてから、



熱がどんどん上がってきました。風邪かなと思って、汗をかいたためにスポーツドリンクを飲みながら二日間寝ていました。日曜の夕方にやっと熱が下がり、後で「これが熱中症か」と気がつきました。今では、夏の外出は、必ず帽子をかぶっています。

アツイ!ので扇風機!

弁護士 東 尚吾

アツイ季節になった途端、我が家の扇風機が壊れました(よくよく見ると羽がゆっくりに回ってますが使い物になりません)。新しいものを買入

することに、家電量販店にいきましたが、最近の扇風機は、左右だけでなく上下にも勝手に動き、不規則な心地いい風を送ってくれるものがあるんですね。コンセプトは



自然な風ということでしょうか。そんな高性能扇風機を横目で見ながら、結局、オーソドックスな扇風機を買ってしまいました。夏バテしないよう、今年も乗り切ります。

熱が生まれる時

弁護士 藤原智絵

私の場合、静かな、それについて圧倒的なものに対面した時、身体の奥あたりに熱を帯びます。

例えば、20代で観た北野武監督の『HANAABI』。余命幾ばくもない妻とともに、逃亡生活を続ける男。線香花火が落ちるのを、眺めて寄り添う二人。晴天の砂浜に



ドラマがアツイ!!

事務局 塚本美幸

長年習っている楽器。全く読めなかった音符はどうか



響く、二発の銃声のラストシーン。

はたまた、帰り道の車窓から見た、曇り空とそれを割る光の筋がどうしようもなく美しかった時。

体温が上がるわけでもないのに、それをも「あつい」と表現する日本語は、やはり柔軟でおもしろい。自分の中にじんわり生まれる熱に、敏感でありたいと思う今日この頃です。

夏といえば、阿波踊り

弁護士 枝川直美

徳島出身の私にとって、「暑い夏」と言えば、阿波踊りです。

こうにか読めるようになりました。が、リズムが全くとれず、新曲のレッスンは、先生の曲を何度も何度も聴き直し、口移しならず耳移し状態で悪戦苦闘。

そこで身の程知らずにもドラム教室のリズム強化クラスに。習い始めるとこれがとっても楽しい。思いつきり、シンバルを叩き、バスドラムを蹴飛ばすと日頃のストレスも

徳島にいと、お盆の阿波踊り本番に向けて、いろんなところから、阿波踊りを練習する音が聞こえてくるようになり、「あーもう夏だなー」と実感します。

徳島の小学校では、運動会で阿波踊りをやるので、わたしも小学校の時に習いました。今では、お盆に徳島に帰ることも減ってしまいました、帰ることができた時には、



すつきり解消。レッスンに生かされるのはまだまだ遠い道のりですが、バックからチャリと覗くステックは、なかなか良い感じ！と一人悦に入っています。

熱い闘いつ!!

事務局 北野佳名子

今年は、リオデジャネイロでオリンピックが開催されま

町中で踊っている人と一緒に汗だくで踊らせてもらい、阿波踊りの「熱」を感じています。

昨年11月に無事二女を出産し、職場復帰しました。今後ともどうぞよろしくお祈りします。

大学野球

税理士 山口裕之

今年たまたま東京へ行く機会があり、少し時間ができたので、人生初の神宮球場で全日本大学野球選手権大会を観戦してきました。大会の紹介



によると、全国26連盟の春季リーグ戦等を勝ち抜いた27の代表校が、大学野球日本一を争うとのこと。大学生のプレーも生き生きとしてエネルギーをもらいましたが、なにより応援団の応援がアツイ！ことを初めて知り、少しファンになりました。また機会があれば観戦してみようと思います。

トたちの競技が繰り広げられます。

去年、両国国技館で大相撲を観戦しました。テレビで観るより、力士たちの迫力のあたる取組と声援に感動しました。

2020年の東京オリンピックでは、アスリートたちの熱い闘いと大きな感動を身近で感じる事が出来ると嬉しいです。



「あつい」

事務局 近藤裕子

入所以来始めて、何を書くか全く閃かないお題に出会いました。趣旨は分かっても何にも閃かない。困りました。でもこれはこういうことかもしれません。

私は今「あつく」ない。ずいぶん自由になったというところかもしれません。この自由こそが、積み上げてきたものの成果なのかもと。思えばこれまでの人生、いつも一生懸命学んで遊んで働いて。暑くて暑い日々を、篤い人たちの厚情に甘え、許してもらいながら何とか生きてきました。なんと「あつい」日々でした。

今「あつい」お題が書けないのは、私にとつて悪いことではない気がしています。



ランドリン

事務局 澤田智子

最近の私のアツいものは、柔軟剤です。

洗濯をするとき、干すとき、たたむとき、常にほのかに香る匂いに癒やされます。洗濯をたたむのが好きではない私にとつて、「よし！ かんばつてたたもう。」と思わせてくれる、とてもよい効果があります。

そんなお気に入りの柔軟剤は、ランドリンです。パッケー

今、故郷が熱い

事務局 吉田光範

長野県南西部、岐阜県との県境にある阿智村、ここが私の故郷。1973年中央道建設中に突然お湯が沸き出し、昼神温泉として急成長を遂げたものの、1990年代を境に次第に観光客が減少し、廃業する旅館も出るまでに。

ところが、昨年テレビで、「ナゼ？ 人々の集う日本一暗い村」「日本一の星空ナイトツアー」に沸く昼神温泉との番組を目にして驚いた。



ジも可愛く、扉の中にしまっておくのがもったいないくらいです。

これから暑い夏を迎え、洗濯をする回数も増えますが、機会があれば、ぜひ試してみてくださいくださいね。

昼神温泉にあるスキー場のゴンドラに乗り、標高1400メートルの山頂駅にたどり着くとそこはもう別世界。

カウントダウンが始まり、一斉にライトが消されると、「う、うわっ。なんだ、これ！」そこに現れたのはみたこともないような満天の星空。見渡す限りの星星星。中には感激のあまり涙する人も。

阿智村は、環境省の調査で「星が最も輝いて見える場所」全国第1位に認定され、「死ぬまでに行きたい！ 世界の絶景日本編」にも掲載された。

御手洗祭（みたらし祭）

事務局 富田宏史

京都の下鴨神社では、毎年7月「土用の丑の日」に境内の御手洗池に祀られている御手洗社で「足つけ神事」が行われます。

平安期、季節の変わり目に貴族は褌払いをして、罪、けがれを祓っていたことが由来なのだそうです。

現代では、御手洗池の中に足をひたして無病息災を願うのですが…

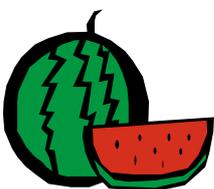
今ではさまざまなお祭りやサービスを展開し、シーズン中、全国から5万人を超える観光客が集い活況を呈している。この夏、大切な人と阿智村の星空を観に来ませんか。



地下から湧き出る20℃以下の湧水に、ひざまで水に浸かってロウソクに火をつけ、そのまま池の中を進んで祭壇に献灯します。あちこちで「冷たいっ！」「ヒヤッ！！」「ギャー」と聞こえます。

水の中から上がると、足が冷えてジーンとなっているのを感じます。

アツい夏の日、毎年「みたらし祭」で心と身体をクールダウン。（そしてご褒美は「みたらし団子」）



シリーズ
なにわの散歩道 (その2)

**北浜レトロビル
探訪**



私たち事務所の最寄駅・出口である「北浜26番出口」。その近辺には多くのオフィスビルとともに、歴史的な建物や明治期の近代建築ビルが共存していることをご存知でしょうか。今もって利用され、観る人を「ノスタルジー」「懐かしい」といった気分させてくれます。

ビルの中に挟まれる形で建っていたり、突然交差点の角に現れたり。少し散歩するだけで、いくつもの「登録有形文化財」に出会えます。

今のビルではなかなか出会えない意匠の石造りのエントランスやアーチには、あたたかみと



何とも言えないやわらかな曲線美を感じます。

北浜は大阪取引所を中心とした金融の街。多くの金融機関や商社、会社建物が林立し、普段は喧騒にあふれています。

そこで、静かに探訪できるのは、ちょっと朝早くのお散歩や、休日のお散歩。探訪したあとにリラックスできる喫茶店などもあります。

または、夕刻から夜の帳が下



**教科書だけでは
分らないこと**

— 弁護士修習を終えて —

司法修習とは、司法試験合格後約1年間にわたり行われる研修です。裁判所・検察庁・弁護士事務所を2か月ずつ回ったうえで、講義や模擬裁判といったさまざまな研修を受け、最後の最終試験に合格すると、晴れて法曹の一員となることができます。この2か月間は、たくさんの打合せや手続きに同席させていただけ、教科書だけでは分からないことをたくさん学ぶことができました。ありがとうございました。

(司法修習生 佐藤有香)

りるころ、キラキラしたビルの明かりに浮かんだやわらかなレトロビルの灯りも心に癒しを与えてくれます。

(富田宏史)

編集後記

「茹でガエル」という言葉がある。2016年夏、ゆっくりと進行する危機や環境変化により敏感であり続けたいと思う。

(吉田光範)

昨年1月に事務所を移転しています



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階

新しい事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

夏季休暇のお知らせ 8月15日(月)
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office @ yamaguchi-law.jp